

はちのへ のうぎょうだより

令和3年11月号 No.542

のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。
また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。
〇八戸市ホームページ
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

のうぎょうだより

検索



令和4年から農業者年金制度が改正されます

※平成14年1月から始まった新たな年金事業（新制度）のみが対象です

ポイント

1

35歳未満で要件を満たす方は、
保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます（令和4年1月1日以降）

保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者 ※次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

留意事項

通常加入で2万円未満の保険料を選択している方が、35歳になった又は認定農業者になった等上記①～⑤のいずれかに該当した場合には、通常加入の保険料を2万円以上に変更又は政策支援加入の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

ポイント

2

農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります（令和4年4月1日以降）

※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象

農業者老齢年金については、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択（裁定請求）することができますようになります。（裁定請求をせずに75歳に達した場合は75歳から年金を受給することになります。）

特例付加年金については、受給要件を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択（裁定請求）することができます。なお、農業者老齢年金と異なり、受給開始年齢の上限はありません。

ポイント

3

農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます（令和4年5月1日以降）

農業者年金に加入できる年齢が、20歳以上60歳未満から20歳以上65歳未満まで引き上げられます。（ただし、国民年金の任意加入者であって農業に従事（年間60日以上）している方に限ります。）

問 農業委員会 ☎ 43-9164

※感染症の拡大状況によっては、急遽中止となる場合があります。

【感染症対策について】
・マスクの着用をお願いします。
・受付で、体調確認及び連絡先等をお聞きしますので、ご了承ください。

座談会では、開催地区ごとに困っていることや問題などをテーマとして掲げ、農家のみなさんと農業委員等が一緒になって、地域主体の話し合いを行います。日頃の悩みなどを地域で共有し、解決に向けて話し合いませんか。なお、テーマを設定しない地区では、農業に関する相談に対応します。

農業委員会では、令和4年1月20日（木）から2月4日（金）頃に、農家座談会の開催を予定しています。

農家座談会を
開催します





建設中の新牛舎の前で

◎就農のきっかけは？
 この仕事に就く前は、東京で上下水道の会社に勤めていましたが、4年ほど前に来八した際、和牛飼育をしている伯父から、是非一緒に和牛飼育をやらなにかと誘いを受けました。その時は断りましたが、一年ほど熟

今月号では島守地区の黒毛和牛農家、古里健太さん(33)を紹介します。

- 取材担当 島守地区 長根 昭男 委員
- 狩守 文宏 委員
- 村上 正憲 委員
- 大倉喜八郎 委員
- 金谷 由松 委員
- 坂 文雄 委員



オラほのたから

◎奥様の反応は？
 慮した上で、伯父と頑張ることにしました。

◎就農して良かったことは？
 初めは不安ばかりで、本当にこれで良かったのかと悩んでいました。しかし、出産シーンに立会い、産まれた赤ちゃん牛を見ると可愛くて仕方がなく、抱いていた不安も吹っ飛んでしまいました。

◎今後の目標は？
 新しい牛舎を建設中で、間もなく完成予定です。現在、親牛60頭ほどを飼育し繁殖していますが、新牛舎には親牛が100頭ほど入る予定です。今後は、1頭でも多く増やし、規模拡大することが目標です。

◎取材を終えて・・・
 古里さんご夫妻は、近々、パママになる予定だと笑顔で話してくれました。多忙な時間に、快く取材に応じていただき、ありがとうございました。

令和3年度三八地区農業委員会大会開催

去る8月27日、三戸町「住谷野」において、三八地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員が出席し、三八地区農業委員会大会が開催されました。

大会では、長年にわたり地域農業の振興に貢献された農業委員として、八戸市からは籠田悦子氏、寺沢和則氏、西野茂雄氏、谷地秀典氏の4名及び、前農地利用最適化推進委員の清川新一氏が表彰されました。

議案審議では、第1号議案「荒廃農地の再生・利用促進と小規模農家への支援に関する要請」として、小規模農家に対する補助制度等の支援策を講じることなどが、また第2号議案「畜産業担い手確保に関する要請」では、畜産業を担う新規就農者のための施設、資材、機械購入などの初期投資に係る使いやすい補助金の創設を図ることなどが提案され、審議の結果、満場一致で議決されました。



主催者代表挨拶をする 籠田会長

軽量野菜をつくりませんか

青森県では、高齢化や労働力不足に対応した方策のひとつとして、収穫物が軽い特性などから、比較的高齢者や女性を取り組みやすい品目として「ピーマン」や「スナップエンドウ」などの軽量野菜の作付けを推進しています。

「ピーマン」と「スナップエンドウ」は、三八地域でも広く栽培されており、JA八戸とも連携し、指導体制を強化しています。

栽培に関心のある方は、三八地域県民局地域農林水産部農業普及振興室、またはJA八戸までお気軽にお問い合わせください。

- ◎三八地域県民局 地域農林水産部 農業普及振興室
 Tel 0178(27)5111(代表)
- ◎JA八戸
 ○営農部指導課
 Tel 0178(61)6334
 ○八戸営農センター(中央)
 Tel 0178(70)4051
 ○八戸営農センター(南部)
 Tel 0178(83)2781



令和 4 年用農業用免税軽油の申請受付について

令和 4 年 3 月以降の免税軽油に係る免税証の交付申請の受付を、次のとおり行います。

令和 3 年度税制改正において、国税、地方税の税務関係書類における押印義務の見直しが行われました。それに伴い、納税者等の押印を求めるものについては原則、不要となりました。



1. 申請受付日時…令和 3 年 12 月 3 日(金)まで
2. 申請受付場所…三八地域県民局 県税部課税第一課窓口
3. 提出申請書類等…下表の申請区分に従って必要な書類等 (○の表示) を準備して申請してください。

提出書類等	三八県税部にあります。									申請者が事前に準備してください。												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
(注 1)	免税証交付申請書	免税軽油所用数量計算書(農業用)	県税関係証明等原簿	免税軽油使用者証交付申請書	免税軽油使用者証共同交付申請書	免税軽油の引取り等に係る報告書の提出の期限の特例指定申請書	誓約書(注 2)	免税軽油使用者証書換・再交付申請書	免税軽油使用者証亡失届	耕作証明書(農業委員会発行)	免税軽油使用者証(前年以前交付のもの)	機械販売証明書等	軽油使用計画書	前年度軽油使用明細書	免税軽油の引取り等に係る報告書(注 3) (軽油納品書等添付(写し可))	組合員名簿(全員の記名必要・写し不可)	組合定款・規約及び総会の議事録謄本	切手 460 円(返信用封筒に貼付すること)	封筒(長形 3 号・120×235mm/m)	県収入証紙 400 円 (県税関係証明等原簿に貼付すること)		
申請区分	個人・共同	新規	○	○	○	○	△1	交付申請数量が使用期間 1 月当たり 1 kl 以下の方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		継続	○	○																		
		更新	○	○	○	○	△1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	防除組合等	新規	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		継続	○																			
		更新	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	共通	書換			○						○		○	△2								△3
		再交付			○						○	○										○

- △ 1 共同申請の場合、「免税軽油使用者証交付申請書」は「免税軽油使用者証共同交付申請書」を使用する。
- △ 2 免税軽油使用者証から、機械を削除する場合は、不要である。
- △ 3 更新手続きと同日付で行う場合は、不要である。

- 注 1 新規…免税軽油使用者証を新たに申請する方
継続…免税軽油使用者証の交付日が令和 2 年 3 月 1 日以後の方
更新…免税軽油使用者証の交付日が令和 2 年 2 月 29 日以前の方



注 2 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して 2 年を経過しない者であること等、地方税法で定める欠格事項への該当がないことを誓約していただく書類です。

注 3 「免税軽油の引取り等に係る報告書」及び「軽油納品書等」の提出がない場合は、免税証の交付ができません。

農地情報

新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、「全国農地ナビ」をご覧ください。新規以外の情報は折込チラシにございます。

農地転用・農地改良につきましては、農業委員会や農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。

問 農業委員会 ☎43-9448

全国農地ナビ <http://www.alis-ac.jp/>

■農地を売ります

	所在地			地目等	面積 (㎡)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	市川町	船場川原	103-1	田 (農用地)	713	無償
②	島守	長森	22	畑 (農用地)	1,703	応相談
③	長苗代	内前田	122-1	田 (農用地)	468	応相談
			122-4	田 (農用地)	807	
			122-5	田 (農用地)	409	
④	豊崎町	油久保	1-1	田	1,098	応相談

農地情報への掲載について

○農地情報掲載の提出書類一覧 (全て1部)

■農地を売りたい・貸したい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②全部事項証明書 (土地)	法務局 (登記所)
③公図	法務局 (登記所)
④住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場

■農地を買いたい・借りたい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場
③農地台帳記載証明書 (耕作証明書) ※申出者が市外居住者の場合	居住地の農業委員会

農地法関係の申請受付日等について

農業委員会で設定している、農地法第3・4・5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。

申請内容や申請書類については、事前に農業委員会でご確認ください。

※今年度の年間予定については、農業委員会の窓口及び市ホームページへ掲載しています。

問 農業委員会 ☎43-9448

農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4.5条 (30a以下)	4.5条 (30a超)
11月	11/11-11/19	12/16	1/5
12月	12/13-12/20	1/19	2/3
1月	1/11-1/20	2/17	3/4

※他法令との調整により、変更となる場合があります。農地法届出

届出月	締切日	交付日	締切日	交付日
11月	11/5	11/15	11/22	11/30
12月	12/6	12/15	12/20	12/27
1月	1/5	1/14	1/20	1/31

◎3条申請…農地を農地として使うために売ったり、貸したりする場合

◎4・5条申請…農地に建物を建てたり、植林する等、農地以外として使う場合

※農地の売買、贈与、貸借、転用については、事前に農業委員会へご相談ください。

約10年前、知人があるスポーツ大会参加のためカナダでホームステイすることになりました。コメが大好きな知人は、カナダにもコメがあるのか心配していました。ありがとうございますと教えられ、ふりかけやお茶漬けのもとを手土産に安心してカナダに向かいました。



編集後記



お茶漬けのもとに至っては、ホストファミリーがパエリアに混ぜて食べていたとか。

言葉もわからず、食べたいものも食べられず、2週間後に帰国した知人はなんだか痩せ細っていました。

9月に発表された、米価の大幅下落。稲作農家にとっては、経営への打撃が懸念されますが、私たちが今後もおいしいお米が食べられるよう、農家のみなさんは、どうか「踏ん張って」ください!!

のびのび担当 古館